

人材紹介の報酬返還について

株式会社 INDUSTRIAL - X

人材紹介の報酬返還に関して、下記の通りとなっております。

株式会社〇〇（以下「甲」という）と 株式会社 INDUSTRIAL-X（以下「乙」という）とは、乙が甲に対して行う人材紹介（以下「本業務」という）について、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する

第 8 条（報酬の返還）乙は、新規採用者が入社日から 90 日以内に自己都合（死亡、病気または甲の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合、前条第 1 項の報酬額の 50%を甲に対して返還する。

この場合、甲は乙に対して、新規採用者の退職日から 5 営業日以内に退職の事実を書面により通知し、乙は、これを受け退職を確認したうえで甲へ返還する。